

浄化槽を正しく使用の皆さんへ

浄化槽の正しい維持管理で きれいな水を！

浄化槽は、家庭からの排水等を微生物の働きにより分解・浄化し、きれいな水にして放流するための設備です。河川や水路をきれいに保つためには、浄化槽が適正に機能していることが重要です。

浄化槽を使用している方（浄化槽管理者）には、浄化槽が適正に機能し、排水をきちんと処理できる状態に保つための3つの維持管理「保守点検・清掃・法定検査」が法令により義務付けられています。

きれいな水を守るため、保守点検業者、清掃業者および指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を行ってください。

保守点検：浄化槽の点検や調整、修理などです。一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上実施しなければいけません。町の許可を受けた業者に委託してください。

清掃：浄化槽内に生じた汚泥の引き出しや機器類の洗浄などを、年1回以上実施しなければいけません。町の許可を受けた業者に委託してください。

◆町許可清掃業者 益榮商事(株) ☎581・1745、(株)ロビン ☎584・2644



3つの維持管理で生活排水を適正に処理！

法定検査：放流水をチェックし、浄化槽が十分機能を発揮しているか検査するものです。現在は受検されていない方が多い状況ですが「保守点検」「清掃」が適正に行われているか確認するための重要な維持管理の一つですので、法定検査を受けていない場合には、必ず受検をお願いします。

◆指定検査機関 (埼玉県浄化槽協会) ☎533・4700

問い合わせ／生活環境課 ☎581・2121 (内線24)へ。

開催します！

住宅・建築の無料相談・説明会

県と市町村および社団法人埼玉建築士会では、住宅・建築に関する無料相談・説明会を開催します。これは、安全・安心で快適な住まいづくり・街づくりの実現に向けて行う「ルール守って明るく住マイル」「違反建築なくそう運動」の一環として行うもので、10月11日から18日までを運動期間としています。

住宅・建築の無料相談

日時／10月11日(金)午後2時～4時
場所／熊谷市勤労会館(熊谷市石原1410番地1)

内容／建築士による無料建築相談および無料簡易耐震診断、再生エネルギーの取り組みについて、定期報告制度について、県立深谷商業高等学校記念館の改修工事について、その他

費用／無料

申し込み／不要

問い合わせ／埼玉県熊谷建築安全センター 1 監察担当 ☎533・8776、または都市計画課 ☎581・2121 (内線24)へ。



彩の国動物愛護推進員

募集します！

県では『動物の愛護及び管理に関する法律第38条』の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発に、ボランティアとして積極的・自主的にご協力いただく彩の国動物愛護推進員を募集します。

募集期限／11月29日(金)まで

活動内容

- ・動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- ・地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- ・動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

その他／申込方法等については、県のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/doubutu/aigosuishininkoubo2.html>) をご覧いただくか、各保健所(さいたま市・川越市を除く)、または埼玉県動物指導センターの窓口にある募集要領をご覧ください。

問い合わせ／県保健医療部生活衛生課総務・動物指導担当 ☎048・830・3612、a3600-02@pref.saitama.lg.jp)へ。



「地球温暖化防止活動推進員」

募集します！

「環境アドバイザー」「環境教育アシスタント」

県では、地域での地球温暖化防止普及活動の担い手である「地球温暖化防止推進員」および環境学習の指導者である「環境アドバイザー」、「環境教育アシスタント」を募集します。

任期／平成26年4月から2年間

応募要件／それぞれ応募要件が異なりますので、募集要項でご確認ください。

応募方法／県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ondankasuisinin.html>) で募集要項をご確認いただき、12月2日(月)までに県温暖化対策課へご応募ください。

問い合わせ／県環境部温暖化対策課 ☎048・830・3033)へ。

受水槽を 清潔に管理しましょう

工場や学校など大量の水を使う施設や、病院など断水が人命に関わるような大きな影響を与える施設、高台のため水道管の水圧が低く水道の出が悪い地域など、受水槽を設置している施設や住宅等があります。

このうち、有効容量が10m³を超える受水槽を設置している施設は簡易水道施設として、水道法により衛生管理が義務付けられ、10m³以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等は小規模貯水槽水道施設として、町の条例により衛生管理の基準を次のとおり定めています。

衛生管理基準

1. 受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
2. 受水槽の点検など、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
3. 給水栓の水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要なものについて検査を行うこと。
4. 供給する水が人に健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

受水槽を設置された皆さんは、いつもきれいな水道水が飲めるよう受水槽の適正な衛生管理をしましょう。

問い合わせ／熊谷保健所 ☎523・2811、または上下水道課 ☎581・2121 (内線264)へ。

浄化槽の設置、変更、廃止等には届け出が必要です

こんなときには	必要な手続き	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき ※建築確認を伴う場合は除く	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前まで ※一般的な浄化槽の場合
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内
浄化槽を廃止したとき ※公共下水道等への接続や、浄化槽の入れ替えなど、今までの浄化槽を使わなくなったとき	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内
浄化槽管理者(使用者)が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内 *新しく管理者(使用者)になった方が報告をしてください。
浄化槽の構造や規模の変更をするとき ※建築確認を伴う場合は除く	浄化槽変更届出書	工事着工予定日の10日前まで ※一般的な浄化槽の場合